つくばみらい市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年6月11日(月)午後1時40分から午後2時15分
- 2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1,2会議室
- 3. 出席者

農業委員(9人)

숲 長 6番 齊 藤 常夫 委 員 1番 谷 眞 一 委 員 2番 菊 地 典 夫 委 員 3番 豊 利 夫 島 委 員 4番 栗原 哲 委 茂 員 7番 ZZ 田 委 員 8番 宮 田 一日出 委 員 9番飯泉秀夫 委 員 10番 矢 口 剛

農地利用最適化推進委員(9人)

委 員 大 山 謙 吉 委 員 竹 内 正 委 員 飯田 夫 委 員 中山 博司 委 員 利一 鈴木 委 員 中村 実 委 員 豊島 芳 夫 委 員 羽田 貞 義 髙 津 芳 夫 委 員

農業委員会事務局職員(3人)

 事務局長
 古谷隆夫

 事務局長補佐
 石神正夫

 主
 本大久保慎太郎

4. 欠席委員

農業委員(1人)

会長職務代理者 5番 中 山 雅 史

農地利用最適化推進委員(1人) 委員 久下豊一

5. 傍聴者 なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

議案第4号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第5号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について

議案第6号 非農地証明発行可否について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 の決定について(利用権設定)

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 の決定について(中間管理事業)

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する 専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する 専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ④制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局(古谷事務局長)

只今より、平成30年6月定例総会を開会いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお 願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議 長(齊藤会長)

みなさんこんにちは。6月の定例総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

田植も終わり、皆様には一段落の状況かと思いますが、今度は農地利用最適化の推 進に向けて精力的に取り組んで頂きたいと思います。本総会には、農地利用最適化推 進委員にも出席頂いておりますが、我々の任期3年のうち、残すところ10カ月となりました。残り10か月と言いましても、実質的に活動が出来るのは秋ごろまでと思いますので、ラストスパートをかけて頂き、しっかりとした成果を出していきたいと思います。総会終了後に行います「農地利用最適化推進連絡会」で当面の具体的取り組みを提起いたしますので、積極的な活動をお願いします。

本総会に向けた現地確認,書類審査ですが,谷和原地区の案件が1件であったため, 予定していた調査部会1班の活動は中止し,伊奈地区担当の調査部会3班の方に全件 を調査して頂きました。従って,各議案の調査結果は,調査部会3班の方のみの報告 となりますので,ご承知願います。

本日の総会は、議案9件と報告事項4件となっています。議案も多くなっていますので、精力的な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

1. 事務局(古谷事務局長)

ありがとうございました。

本日は、5番中山雅史会長職務代理者より欠席の通告がございましたので報告いた します。本日の出席委員は、農業委員10名中9名であります。委員の出席人数が定 足数に達しておりますので、会議は成立しております。

推進委員では、久下委員が欠席です。9名の出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が 務めることとなっておりますので、議事の進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

1. 議 長(齊藤会長)

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議は ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

8番宮田委員, 9番飯泉委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定,移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は、2件となっております。

続きまして受付番号 2 番、申請理由はデイサービスセンター建築のための売買となっております。申請地は, 字 本 本 本 、 地目は登記畑、現況雑種地、面積は 1 1 6 m でございます。

以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

それでは、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。 調査部会3班の2番菊地委員よりお願いいたします。

1. 菊地委員

はい。それでは、6月4日行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。

午前9時より、齊藤会長、栗原委員、飯泉委員と私、事務局から古谷事務局長、大 久保主査の計6名で実施しました。

受付番号1番,地図は2ページになります。現地は工場の奥にある農地で、よく管理されていました。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1,559㎡を利用し、普通車10台、中型車6台、大型車2台 分の駐車場及び荷物の積み下ろしのための一時置場を整備する計画となっております。 事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場及び資材置場としての許可要件 を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。

場所は、市立伊奈第1保育所に隣接する農地です。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地116㎡及び隣接雑種地2筆、506㎡の合計3筆、622㎡を利用し、デイサービスセンターを建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、デイサービスセンターを建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。 以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

はい, ありがとうございました。

書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので早速、審議に入ります。

議案第1号受付番号1番につきまして,ご意見,ご質問のある方は挙手願います。 (挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

ないようですので、受付番号2番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手あり)

1. 議 長(齊藤会長)

はい。4番栗原委員どうぞ。

1. 栗原委員

はい。1種農地とのことですが、こちらには、デイサービスセンターは建てられるのでしょうか。

1. 議 長(齊藤会長)

はい。それでは事務局から説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。先程, 菊地委員からも説明がありましたが, 申請地は, おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたしました。

第1種農地は、転用行為が原則として許可することができませんが、例外的に許可できる事業があります。

例外的に許可できる事業の中には、申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業の用に供するために行われるものがあり、その事業の中に、土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用するとこができる事業があります。

今回のデイサービスセンターは、土地収用法に定める事業の中の社会福祉法による 社会福祉事業に該当するため、例外的に許可できる事業に該当します。

1. 議 長(齊藤会長)

栗原委員いかがですか。よろしいでしょうか。

1. 栗原委員

はい。

1. 議 長(齊藤会長)

その他ご質問はありますか。 (挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。議案第1号について原案の通り許可すること に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員举手)

1. 議 長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長(齊藤会長)

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件となっております。

4ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は携帯電話無線基地局工事に伴う工事用仮設用地の使用貸借期間の延長になります。申請地は、字字の表表を表表します。申請地は、字字の表表を表表を表表を表表します。のようでは、18㎡でございます。以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりました。それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告 いただきたいと思います。

4番栗原委員よりお願いいたします。

1. 栗原委員

はい。6月4日に齊藤会長, 菊地委員, 飯泉委員と私, 事務局から古谷事務局長, 大久保主査の計6名で書類審査, 現地調査を行いましたのでご報告いたします。

受付番号1番,地図は5ページになります。こちらは以前にも総会に諮られた経緯があります。現地では業者が工事をしており、無線基地局設置予定地から瓦が出てきたことから、工期が伸びてしまっているとのことでした。

申請地はで、平成29年8月31日付けで南農企指令第17号をもって農地法第5条の許可を受け、平成30年2月総会で事業計画変更の審議をし、期間延長の承認をしましたが、このほど、平成31年3月31日までの期間延長を再度行うものです。承認については、差し支えないものと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長(齊藤会長)

はい。ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、審議に入ります。

議案第2号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手あり)

1. 議 長(齊藤会長)

はい, 飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

はい、9番飯泉です。

掘削の進捗状況が悪いということで延期になっていると思うのですが、ここからの発生土は、瓦まじりで状態が悪いものと思いますので、処分先などの状況を見守る必要があると思います。事務局でも、完了届等でそこのところはよくチェックしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

1. 議 長(齊藤会長)

飯泉委員, 要望ということでよろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。要望で結構です。

1. 議 長(齊藤会長)

はい。我々のパトロール等を通じて、随時、見ていきたいと思います。また、完了 届の方でも確認をしていきたいと思います。

その他ありますか。

(挙手あり)

1. 議 長(齊藤会長)

宮田委員どうぞ。

1. 宮田委員

はい。先程の栗原委員の説明がよく聞き取れなかったところがあるのですが、どう して、こんなに工事が遅れているのですか。

1. 議 長(齊藤会長)

はい、事務局からお願いします。

1. 事務局(大久保主查)

現地を掘削したところ, 瓦を砕いたものがたくさん出てきまして, それを撤去して処分するのに時間がかかっている状況です。

今回は、期間を平成31年3月31日まで延長しますが、工事の進捗状況から延長するものです。さらに延長とならないよう計画を見直したうえで、十分な工期を取っております。早期に完成した際には、その時点で完了届を出してもらうことになると思いま

す。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

宮田委員いかがでしょうか。

1. 宮田委員

はい。わかりました。

1. 議 長(齊藤会長)

他にありますか (挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

1. 議 長(齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長(齊藤会長)

続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といた します。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。 今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は、1件となっております。

6ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は農業用倉庫建築となっております。申請地は、字 番、地目は登記現況とも田、面積は247㎡、字 番、地目は登記現況とも田、面積は251㎡、合計2筆、498㎡でございます。

以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

続きまして,調査部会の報告をお願いします。

9番飯泉委員よりお願いいたします。

1. 飯泉委員

議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」の事案について説明いたします。

6月4日に書類審査と現地調査を行いました。当日は、齊藤会長、菊地委員、栗原委員と私、事務局からは古谷事務局長、大久保主査の出席により行いました。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、自宅隣の今回の申請地2筆498㎡を利用しまして、農業用倉庫を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、農業用倉庫を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議 長(齊藤会長)

ありがとうございました。

議案第3号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

1. 議 長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして,議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」 を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を説明 させていただきます。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は、1件となっております。 8ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は 字 番 , 地 目は登記、現況とも畑、面積499㎡の自作地、契約内容は売買となっております。 農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりました。続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

2番菊地委員よりお願いいたします。

1. 菊地委員

それでは、6月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは先程と同じです。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請者は自作地約80アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆499㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、 野菜を作付けする予定です。

以上のことから、農機具等も所有しており、別紙調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。 以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

はい, ありがとうございました。

それでは調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

議案第4号について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第4号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第4号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長(齊藤会長)

続いて、議案第5号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」 を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主查)

はい。議案第5号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」を ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請は1件となっております。

10ページをご覧ください。受付番号1番, 申請地は, 字 番 番 乗 地目は登記現況とも畑, 面積は1,361㎡, 字 番 乗 地目は登記現況とも畑, 面積は1,966㎡, 合計2筆,3,327㎡の小作地,契約内容は使用貸借権再設定となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。 4番栗原委員よりお願いいたします。

1. 栗原委員

それでは、6月4日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。出 席者については、先程と同じです。

受付番号1番,地図は11ページになります。申請地は, 東側,県道野田牛久線の南側に位置しております。周りの地目は山林ですが畑として利用されていました。申請地には梅の木が植えられ,きちんと管理されていました。

申請者は、小作地約360アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・梅を作付けする農家です。申請理由は、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定となっております。

以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可し ても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長(齊藤会長)

はい,ありがとうございました。 それでは、議案第5号について、ご質問のある方は挙手願います。 (挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。 議案第5号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

1. 議 長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第5号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして,議案第6号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第6号「非農地証明発行可否について」を説明させていただきます。

今月の非農地証明願は1件となっております。

12ページをご覧ください。受付番号1番,申請地は 字 番,地目は登記,現況とも畑,面積103㎡でございます。 以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりました。それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

9番飯泉委員よりお願いいたします。

1. 飯泉委員

はい。6月4日に行った書類審査,現地調査結果について報告いたします。担当は 先程と同じです。

受付番号1番,地図は13ページになります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、土地改良事業における残地だと 思いますが、平成7年5月の航空写真により、以前から宅地として使用されていることが確認できており、現在は生垣が設置されております。

茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を 証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと 思われます。

現地は農振区域ですが除外されているということですので、問題ないものと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長(齊藤会長)

はい, ありがとうございました。

それでは調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

議案第6号非農地証明発行可否について,ご質問のある方は挙手願います。 (挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第6号について、非農地証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長(齊藤会長)

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の 決定について(利用権設定)」を総括表によりご説明いたします。

14ページをご覧ください。まず、新規案件といたしまして、畑が1筆で、

5, 480㎡, 更新案件といたしまして, 田が12筆21, 069㎡, 畑が2筆で, 763㎡, 計14筆で, 21, 832㎡です。合計では, 田が12筆21, 069㎡, 畑が3筆で, 6, 243㎡, 合計15筆で, 27, 312㎡です。

貸し手が2人で、借り手が2人となります。利用権の開始時期は、平成30年7月1日となっております。

詳細につきましては、15ページになります。 以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

はい、それでは審議いたします。

こちらの議題は、一括して審議してまいります。

議案第7号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい, ありがとうございます。

全員賛成により、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。議案書の(案)を削除願います。

1. 議 長(齊藤会長)

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。16ページをご覧ください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の 決定について(中間管理事業)」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が2筆で、5、810㎡、畑が2筆で、11、522㎡、合計4筆で、17、332㎡となります。貸し手が1人、借り手が1団体となります。権利の設定開始は、平成30年8月1日からとなります。

詳細につきましては、17ページをご参照ください。 以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

説明が終わりましたので、一括して審議いたします。 議案第8号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。 (挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。 議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

1. 議 長(齊藤会長)

全員賛成により、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。18ページをご覧ください。

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農 用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみです。田が17筆で、23、193 ㎡、畑が4筆で、14、421 ㎡、合計21筆で、37、614 ㎡となります。貸し手が4人、配分を受ける者が3人となります。

権利の設定は、平成30年8月1日からとなっております。こちらについては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、19,20ページをご参照ください。 以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

それでは、審議いたします。

議案第9号について,ご質問,ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手あり)

1. 議 長(齊藤会長)

はい、9番飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

初歩的な質問になりますが、利用権の期間について、今回は、8年8か月のものや6年6か月というのもがありましたが、こちらについては、貸し手と借り手との間でこのような期間にしたものなのでしょうか。

1. 議 長(齊藤会長)

はい、事務局から説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。まず、中間管理事業は、10年以上で設定することになります。

今回の8年8か月と6年6か月の期間の設定は、もともと10年以上の期間で利用権を設定していまして、途中で借り手が変更となるために、最初の設定期間の残期間で設定するために、このように10年以下の期間となっています。

1. 議 長(齊藤会長)

はい, 飯泉委員よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。了解しました。ありがとうございます。

1. 議 長(齊藤会長)

他に質問はありませんか。 (挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

1. 議 長(齊藤会長)

全員賛成により、議案第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。 審議事項は以上です。

続きまして報告事項について、4件一括して事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(古谷事務局長)

はい。報告事項は、21ページからになります。

①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」、今回、専決処分したものは1件です。

受付番号1番,みらい平地区の登記宅地,現況畑の1筆,面積は,190.12㎡です。建売住宅建設のための転用になります。

続きまして、22ページをご覧ください。「農地法第5条の規定による市街化区域内 農地の転用届出に対する専決処分について」です。 今回、専決処分したものは、1件になります。

受付番号1番,小絹地区の登記現況ともに畑1筆,362㎡です。自己住宅建設のための売買になります。

続いて、「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」、議案書は23ページになります。

今回の合意解約は3件です。

解約の理由ですが、3件ともに、耕作者変更のための解約になります。

今後は, 所有者自身の耕作, 若しくは別の方の耕作となります。

最後に、報告事項④「制限除外の農地の移動届について」です。議案書は24ページになります。

今回2件の届け出がありました。

受付番号1番,2番とも,福岡地区の工業団地整備にかかる事業のなかで,市が行う事業になります。1番が道路整備関係,2番は調整池からの排水管の施工にかかるものです。

報告案件は,以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

報告事項が終わりましたので、本日予定しました議案はすべて終了しました。以上をもちまして、6月定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。